

# 家電リサイクル法の基礎知識

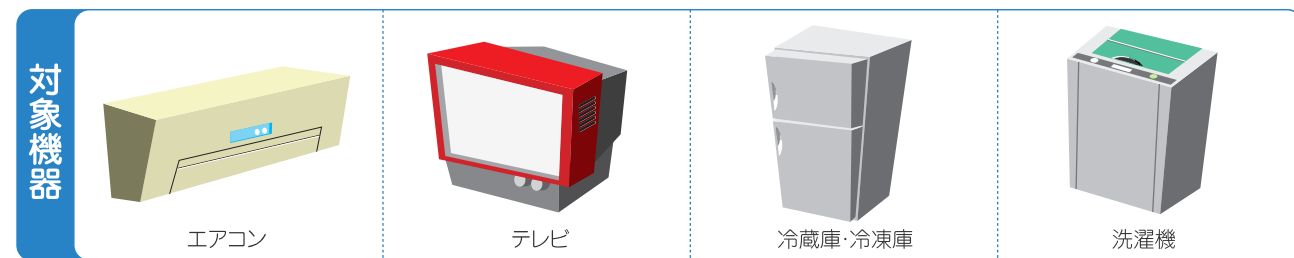
## 家電リサイクル法の目的は何でしょう？

小売業者、製造業者等による使用済み家電製品の収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。



## 家電リサイクル法の対象となる機器は？

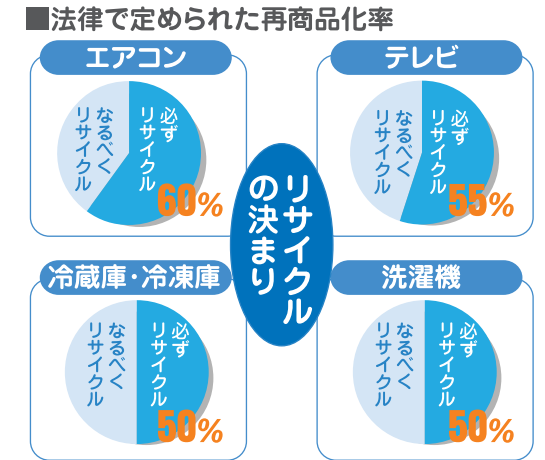
家電製品のうち、①市区町村等による再商品化等が困難であり、②再商品化等をする必要性が特に高く、③設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、④配送品であることから小売業者による収集が合理的であるものとして、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機が当初の対象機器とされました。さらに、平成16年4月より冷凍庫が対象となりました。



## 「再商品化等」とは？

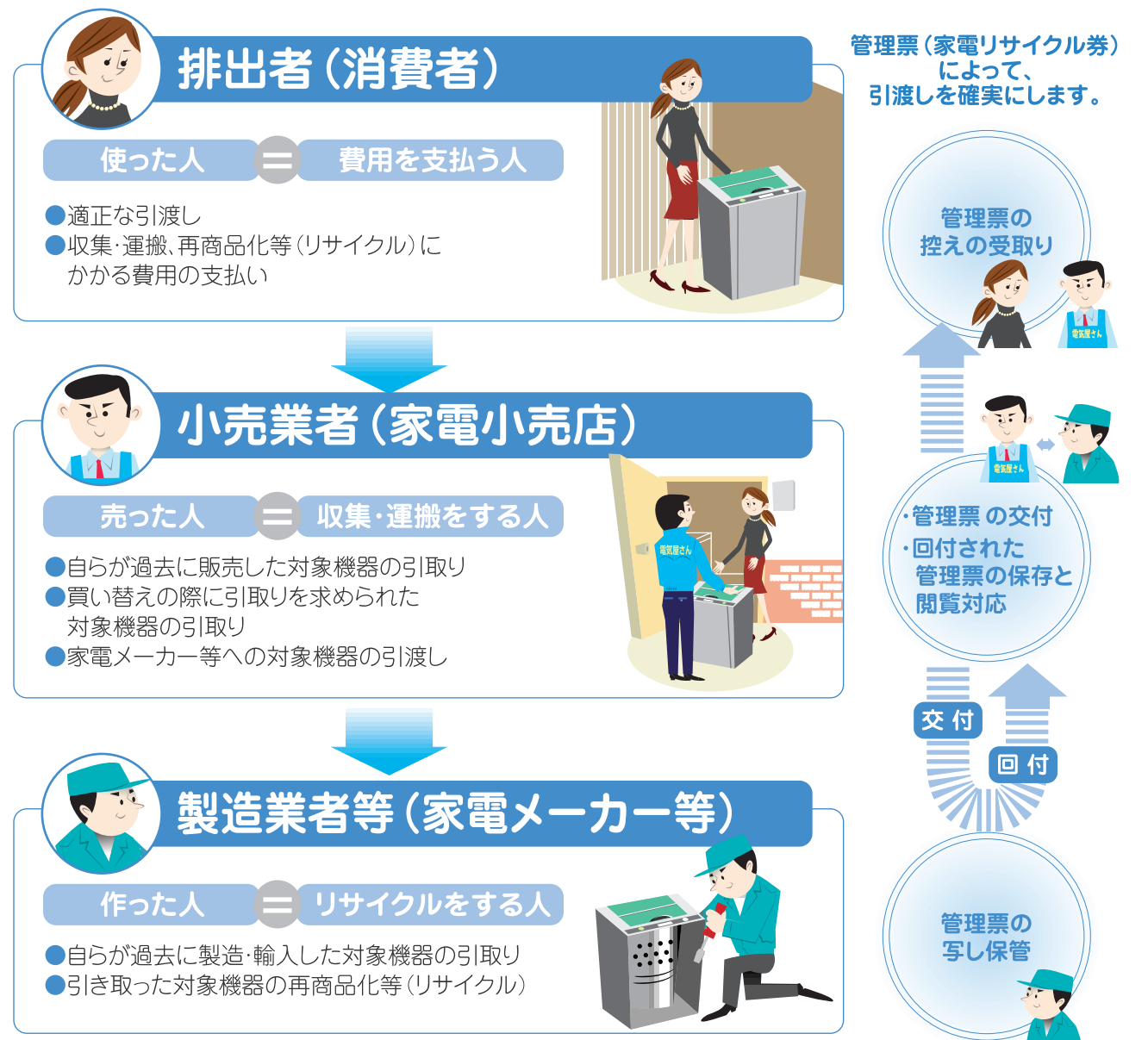
廃棄された対象機器から、部品と材料を分離して、新たな製品の部品または原材料として自ら再利用したり、部品または原材料として再利用する者に有償または無償で譲渡しようとする状態にすることを「再商品化」といいます。

「再商品化等」とは、燃料として利用できる熱回収を含みますが、現在は部品または原材料として再利用する「再商品化」のみで決められた割合（再商品化率）を達成しなければなりません。



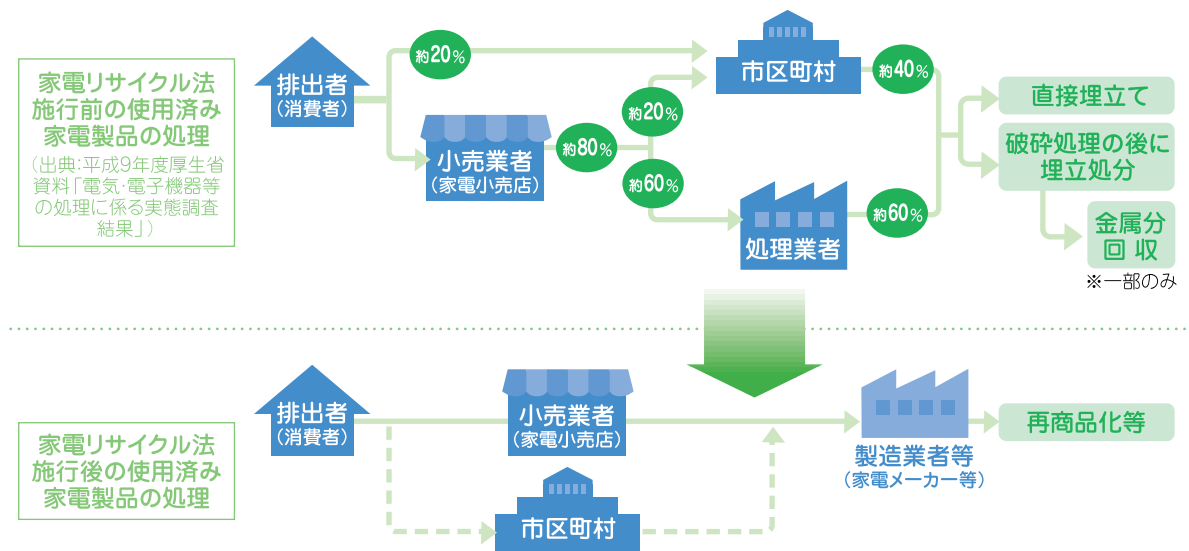
## 家電リサイクル法での役割分担とは？

排出者は適切な排出（小売業者への引渡し）と費用の負担、小売業者は排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等は小売業者などからの引取りとリサイクル、関係するすべての人々が協力してリサイクルを進めていくことが、家電リサイクル法の基本的な考え方です。



## 家電リサイクル法の施行前と施行後の処理はどう変わったの？

平成13年3月まで、家庭から排出される廃家電は基本的に市区町村が処理を行っていましたが、家電リサイクル法施行により、その処理と役割が大きく変わり、家電メーカーがリサイクルを行うことになりました。



※平成16年度の家電メーカー（指定引取場所）における引取台数は11,216千台であり、市区町村における回収台数は、環境省調べによると106千台（そのうち指定引取場所への持込台数は95千台）となっています。